

泉佐個審第16号
平成28年2月7日

泉佐野市長
千代松 大耕 様

泉佐野市個人情報保護審査会
会長 児玉 優子

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成26年10月22日付け泉佐総総第901号で諮問のあった「避難行動要支援者情報のオンライン結合による外部提供について」に係る泉佐野市個人情報保護条例第7条第3項の規定による外部提供禁止の例外事項について、下記のとおり答申します。

記

審議結果 承認

理由 電子計算機の外部結合については、泉佐野市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第7条第3項で、「公益上必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置がとられていると認めるとき」に例外的に認められると規定している。

本件オンライン結合による外部提供は、地域の絆づくり登録制度の目的を効果的に達成し、災害時及び復旧・復興時に必要な情報を、泉佐野市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の地域コーディネーターと市が瞬時に共有し、情報を一元化することで、災害時の救助等及び復旧・復興時の必要な生活支援を実現するという公的上の必要性が存する。

ただし、個人情報の保護のために必要な措置について、何点か疑義が見受けられることから、次のとおり意見を付すので、システム上の保護及び運用上の保護の両面から措置を講ずることとされたい。

意見 本件オンライン結合で結ばれるサーバー機には、外部提供についての同意を得ていない市民を含む避難行動要支援者に関する大量の個人情報が保存されていること、それらの個人情報は、災害時に避難要支援者の救助及び避難支援を実現するための有益な情報であると同時に、個人の生命・身体の安全に関わる極めて秘匿性の高い秘密を含む重要な情報であり、それらが漏洩した場合、犯罪等に利用されるおそれがあることに鑑み、個人情報の漏洩を防止するための万全の保護対策が講じられることが必要である。

そこで、以下の条件を付すこととする。

- 1 市社協の端末機を利用できる時間帯は、平常時においては平日午前9時から午後5時までの間に限定すること。ただし、特別な事情があるときは、市社協からの事前申請に基づき、その必要性と安全対策を確認した上で、管理責任者において、時間外の利用に必要な設定及び解除を行うものとする。
- 2 市社協との間で、個人情報の取扱い及びシステムの利用に関する協定書を締結するとともに、端末機を使用する許可を受ける者（以下「利用者」という。）にも個人情報の取扱い及びシステムの利用に関する誓約書の提出を求め、市社協及び利用者に、泉佐野市地域福祉支援システム運用管理規程及び市の定めた個人情報の取扱い方法を遵守させること。
- 3 運用開始前に、個人情報に関するシステム上の保護及び運用上の保護対策が機能しているか否かを検証するとともに、運用開始後も管理及び点検等を徹底し、個人情報の保護及び漏洩防止に万全の対策を講ずること。